

平成 28 年第 2 回大仙市議会定例会会議録第 3 号

平成 28 年 6 月 10 日（金曜日）

議 事 日 程 第 3 号

平成 28 年 6 月 10 日（金曜日）午前 10 時開議

第 1 一般質問

第 2 議案第 132 号 大仙市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)

第 3 議案第 133 号 大仙市と仙北郡美郷町との境界変更について
(質疑・委員会付託)

第 4 議案第 134 号 字の区域の変更について (質疑・委員会付託)

第 5 議案第 135 号 財産の取得について (質疑・委員会付託)

第 6 議案第 136 号 財産の取得について (質疑・委員会付託)

第 7 議案第 137 号 財産の取得について (質疑・委員会付託)

第 8 議案第 138 号 財産の取得について (質疑・委員会付託)

第 9 議案第 139 号 平成 28 年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入額の変更について
(質疑・委員会付託)

第 10 議案第 140 号 平成 28 年度大仙市一般会計補正予算（第 2 号）
(質疑・委員会付託)

第 11 議案第 141 号 平成 28 年度大仙市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
(質疑・委員会付託)

第 12 議案第 142 号 平成 28 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
(質疑・委員会付託)

第 13 議案第 143 号 平成 28 年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算（第 1 号）
(質疑・委員会付託)

第 14 請願第 11 号 西仙北地域刈和野地区高屋敷地内の市道並びに側溝に関する請願
(委員会付託)

- 第 1 5 陳情第 4 5 号 未来の有権者のための、模擬投票所設置に関する陳情
(委員会付託)
- 第 1 6 陳情第 4 6 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合 2 分の 1 復元をは
かるための、2 0 1 7 年度政府予算に係る意見書採択の要請
について (委員会付託)
- 第 1 7 陳情第 4 7 号 旧佐藤産業工場解体に関する陳情 (委員会付託)

出席議員 (27 人)

1 番 佐 藤 芳 雄	2 番 秩 父 博 樹	4 番 佐 藤 隆 盛
5 番 後 藤 健	6 番 佐 藤 育 男	7 番 石 塚 柏
8 番 藤 田 和 久	9 番 佐 藤 文 子	1 0 番 小 山 緑 郎
1 1 番 茂 木 隆	1 2 番 橋 村 誠	1 3 番 古 谷 武 美
1 4 番 金 谷 道 男	1 5 番 高 橋 幸 晴	1 6 番 富 岡 喜 芳
1 7 番 大 野 忠 夫	1 8 番 小 松 栄 治	1 9 番 渡 邊 秀 俊
2 0 番 佐 藤 清 吉	2 1 番 児 玉 裕 一	2 2 番 高 橋 敏 英
2 3 番 武 田 隆	2 4 番 大 山 利 吉	2 5 番 本 間 輝 男
2 6 番 鎌 田 正	2 7 番 橋 本 五 郎	2 8 番 千 葉 健

欠席議員 (0 人)

遅刻議員 (0 人)

早退議員 (0 人)

説明のため出席した者

市 長	栗 林 次 美	副 市 長	久 米 正 雄
副 市 長	老 松 博 行	教 育 長	吉 川 正 一
代表監査委員	福 原 堅 悦	総 務 部 長	佐 藤 芳 彦
企 画 部 長	小 松 英 昭	市 民 部 長	高 階 仁
健康福祉部長	小野地 淳 司	農 林 部 長	今 野 功 成
経済産業部長	小野地 洋	建 設 部 長	朝 田 司

上下水道部長	進藤孝雄	病院事務長	富樫公誠
教育指導部長	伊藤雅己	生涯学習部長	山谷喜元
総務課長	福原勝人		

議会事務局職員出席者

局	長	伊藤義之	参	事	堀江孝明	
主	幹	齋藤孝文	副	主	幹	富樫康隆
主	席	主	査	佐藤和人		

午前10時00分 開 議

○議長（千葉 健） おはようございます。

これより本日の会議を行います。

○議長（千葉 健） 本日の議事は、議事日程第3号をもって進めます。

○議長（千葉 健） 日程第1、本会議第2日に引き続き、一般質問を行います。

4番佐藤隆盛君。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、4番。

【4番 佐藤隆盛議員 登壇】

○議長（千葉 健） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○4番（佐藤隆盛） おはようございます。市民クラブの佐藤隆盛です。

合併10年を終えて、組織としては安定で吉方となってきたかの感もありますし、第2次大仙市総合計画基本構想もまとまりまして、次の20年に向かっているわけであり

ます。

一方において、少子高齢化はとどまるところがしれません。今回は、このような状況の中、通告に従いまして3点を柱に質問いたします。

まず1点目の質問でありますけれども、昨日も観光関係について質問ありましたけれども、私もその振興計画について質問いたします。

まず私は、企画産業常任委員会に所属しており、第２次観光振興計画の作成にあたり説明を受けておりますが、その中で大曲の花火を核とした花火産業構想の推進事業の発展こそが、大仙市にとって観光振興計画の実現が最も重要であり、それに伴い観光客受け入れ体制の万全を願い、確認の意味も含め質問するものであります。

本市では、平成２２年の３月に「大仙市観光振興計画」を策定し、「花火と自然が調和した癒しのまち だいせん」を基本理念として、「まちと人と自然の融合のまちづくり」、また、「美と伝統の融合するまちづくり」、そしてまた、「もてなしの心があふれる温かいまちづくり」の基本方針に基づいた８つの基本的施策を展開し、積極的に観光振興を進めてきました。

この計画が平成２７年度で終了することで、国において策定された「観光立国実現に向けたアクション・プログラム２０１５」の中では、人口減少・少子高齢化に直面する我が国において、地方において需要を生み出し、雇用を創出する「地方創生」は喫緊の重要課題であるとして、「地方創生に資する観光地域づくり」や「国内観光の振興」などを柱とした施策を講じ、官民一体となった取り組みを強力に推進するとしております。そうしたことから、本市も社会情勢の変化や観光客の動向の的確な把握に努め、花火を核とした観光振興による地域経済の活性化や総合理解のもとに、人々が生き活きと交流するまちづくりを目指し、平成２８年から平成３２年度の５年間を計画期間とする「第２次大仙市観光振興計画」の推進に向け、取り組んでいくとあります。そして、観光入込客数は年間２７５万人を目標としております。

どこの市町村でも地域の活性化を図るため観光開発に力を入れており、一方では、どこの観光地でもやり方、手法が同じで代わり映えがないと言われているようであります。いわゆるこれは「物まね観光」であってはならないとのことを教えております。

観光産業は、施設の整備だけを追うだけでなく、ソフトなやり方を組み合わせ、「静と動」とがよく調和するよう、地域の特異性を盛り込んだ工夫が要求されており、これまでの名高い観光地は、同じように見えてもそこには目玉があり、特色があるからその名が全国的に広がり、賑わっていると言われております。本市は「大曲の花火」としてテレビ放送されるなど全国的に名が知られるようになってきており、花火を核とする目玉、特色があるわけでありまして、是非観光事業の発展を期待するものと同時に、何が何でも観光入込客数２７５万人を目指し、観光産業の第一線の方々はもちろん、市民と一緒に私ども議員も行政側と、それこそ両輪の如く、日々実態を把握し進んでいかなけ

ればならないと思うのであります。

そこで質問いたしますが、観光の良し悪しは、観光産業の第一線にあるホテル、旅館、タクシー、お土産品店の従業員の接待から始まりとあり、接客対応が最も重要だと言われております。これらについて、受け入れ体制は、まず万全かお知らせください。

また、基本方針に「温かい心で迎えるおもてなし力の向上」の具体的な施策として、「おもてなし精神」をさらに高めるため、業者または個人向けおもてなしセミナーの開催するなど4項目にわたり掲げておりますが、私はそれらのさらなる詳細についてを知りたいのであります。お知らせください。

振興計画の実現を着実に進める上においては、目的達成のための計画、そして計画の実行、実行したことによる結果の評価、よりよい結果を出すための計画の改善の4つの工程、すなわちPDCAサイクルを定期的に年数回行うことが不可欠と思うが、お伺いいたします。

以上です。

○議長（千葉 健） 1番の項目に対する答弁を求めます。久米副市長。

【久米副市長 登壇】

○副市長（久米正雄） 佐藤隆盛議員の質問にお答え申し上げます。

はじめに、観光産業の第一線にあるホテル、旅館などの宿泊業者、駅、バス、タクシーなどの運送事業者の接遇につきましては、議員がお考えのとおり、観光客の大仙市への第一印象を左右する観点からも非常に大切なことと考えております。

観光関連の主な事業者であるJRからは、エキまつりや独自のキャンペーン、夏の大曲の花火など様々な面で当市の観光をリードしていただいております。

また、ほかの事業者、諸団体におきましては、個別または業界ごとにお客様に対するマナーや接遇研修を行うなど、スキルアップに努めており、これまで少しずつ向上してきておりますが、受け入れ体制については、まだ課題も多いものと思っております。

市といたしましては、観光物産協会や商工団体などと連携し、おもてなしの精神や技術などを習得できるセミナーを行い、観光産業の第一線に立つホテル、旅館、タクシーなどでのサービスの質の向上を図り、当市を訪れる方々を温かい心で迎えらるよう努めてまいります。

次に、観光振興計画の基本方針にあります「温かい心で迎えるおもてなし力の向上」の具体的な施策につきましては、市内事業者や市民を対象とした、おもてなしセミナー

等を開催するほか、来年開催される第16回国際花火シンポジウムで訪れる外国人に対応するため、市民を対象とした本市や「大曲の花火」、観光素材の紹介等を英語で対応できるボランティアの育成を図るための英会話講座を開講し、シンポジウム会場や花火観覧会場等での案内業務を行ってまいります。

さらに、大仙市観光物産協会では、質の高いサービスを提供するため、地元観光の見どころやポイントの案内、特産品等の紹介などを行う独自の資格として「おもてなしマイスター制度」を設けております。この制度は、接客対応、市内の観光、花火、お土産品と食の知識の4つの講座を受講し、試験を経て「おもてなしマイスター」として認定するもので、これまで3回実施しております。今年認定された7名を加え、登録された39名の方々から、旧池田氏庭園の案内業務等で活躍いただくことになっております。

また、本市への来訪者にころよく観光していただくため、大仙市観光情報センターや市内の各道の駅において、総合的な観光情報等を提供するワンストップ窓口の強化を図ってまいります。

今後も観光関連団体等をはじめ、市民一人ひとりが自らの地域をよく知り、愛着を持つことが「おもてなしの心」につながると考えますので、おもてなし意識の向上を目指した取り組みを進めてまいります。

次に、振興計画を進める上でのPDCAサイクルにつきましては、振興計画を進めるにあたっての方針については、年間を通した大きなイベント・行事など、また、県外での観光PRや物産販売イベントを行った際にアンケート等を実施し、お客様や現場従事者からの意見を聞き、要望や問題点などの課題の分析と対応策を考え、次の事業等に反映させるよう努めております。

さらに、これらの改善等を行った内容につきましては、計画の全体的な進行管理を行う大曲商工会議所、大仙市商工会、大仙市観光物産協会、大曲青年会議所等で構成する検討メンバーで検証を行い、次年度の計画見直しに活かしてまいります。

以上です。

【久米副市長 降壇】

○議長（千葉 健） ただいまの答弁に対しまして再質問ございますか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、どうぞ。

○4番（佐藤隆盛） まず、次年度とか、先程私は年数回行うべきと言ったんですけれど

も、次年度にというふうに今答弁いただきました。

実は私、何でこれを、このことに同じ委員会であって質問したかという、やっぱりこの観光計画、縦割りだけでなく、やっぱりいかに現場が、それこそ現場の人方が、言葉あれですけども、それぞれの人が受け入れとめるかと。早く言えば、何と言いますか、笛吹けど踊らずでは困ると。そのように機能しているかということで、どうしてもここだけはしっかりやってもらいたいという思いで質問したところでございます。私はこれ、市長だけでなく、組織や現場が一丸とならないと、この思いが伝わらず、効果がないのではと、そういう心配をしておるわけです。くどいようですけども、指導の徹底を図っていただきたく質問したところでございます。

そこで関連しますので、275万という数字が観光客を入込客数を目標にしておりますけれども、今この計画の中で18行事といいますか、花火大会、もちろん大曲の花火70万、それから中仙のドンパンおどりが4万とか、いろいろこれを全部足してみますと100万なんです。その行事に対しては100万。175万と出てるんですけども、どういふところからそのもう175万、275万目指すんですけども、もう175万というのはどこからなのかなということを参考に知りたいわけですし、いろいろ花火構想の、花火工場を造って観光客を呼び、資料館でも呼ぶとありますけれども、まず一つだけ教えてもらいたいのは、175万の内訳と、もう一つは今の花火構想関係で何万人を見込んでおるのかということをお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（千葉 健） 答弁を求めます。久米副市長。

○副市長（久米正雄） 再質問にお答え申し上げたいと思いますが、まず最初に、議員が年数回見直しをしろということに対する答弁の件でございますが、実は私は、その都度反省をして、それを取りまとめて年1回という、そういう意味でご答弁申し上げたつもりでございます。ですから、年間を通して大きなイベント・行事があったら、その都度アンケートを实际行ったり、そして県外でやった場合は現場に行った従事者、それからお客様の意見を聞いて、いろいろな意見出てきますので、その際行った時はこれありませんかとかってそれ持ってこないときはなぜ持ってこないのとかって言われますので、そういう部分を十分その都度反省してといいますか、見直しして、それらをもとにして年1回大きな会議にかけて、こういうふうにしますよという、そういうことでやっておりますということでございますので、まずそこはご理解願いたいと思います。

それから、入込観光客数でありますけれども、３２年の目標は２７５万人でございます。それで、実は２７年度の実績は２６３万人というふうなことでございますので、それからしますと１２、３万増える形になりますけれども、まず２７年度が２６３万２千人、そして今年は一応２６６万人を２８年度、見ております。これについては今年、プレ大会等もございましたし、今年プレ大会３万人ぐらいというふうな見込みでございますけれども、そういうような部分と、それから来年が２９年、国際花火シンポジウム等でございますので、そういうふうなことを踏まえて２７５万というふうにしております。それと、先程議員が大きな部分については、１８行事で１００万人ぐらいというふうなお話されておりましたけれども、確かに大きな部分についてはそういうことでございますが、実は小さいところからといいますか、全部で百十幾つあります。例えば、古四王神社に来た人とか産業展示館とか川を渡るぼんでんとか、それからゴルフ場に来た人数とか道の駅に訪れた方とか、それから温泉に来た方とか、そういう大仙市にある文化財とか公園施設とか道の駅とか温泉とか、それから各地域でやってるお祭りとか、そういう部分を全部足し上げてというふうなことでございますので、そして、中には毎年行っているもの、それと新たにこれから行うもの、それが今年初めてプレ大会なんかもやりましたけれども、そういうもの、それと今度は今年からは全国の５００歳野球大会のプレ大会もありますし、来年から本格的にそういうものもございます。そういう諸々のことをプラスして目標ということ、２７５万人にしております。確かにこの大曲の花火が一番集客力が多くて、平成２２年の１００周年の時は８０万人でございました。去年は雨も降りましたし、７１万人というふうなことで、この花火で数万人の増減がございますけれども、この後、平成３２年には東京オリンピック・パラリンピック等もございます。国を挙げてインバウンド等の誘客といいますか、こともやっておりますし、特にインバウンドについては東北地方が一番観光客が、外国人の観光客が少ないということで、東北６県も含めて一緒になって東北に外国人観光客というふうなことも推進していますし、その流れの中で大仙市にも、この国際花火シンポジウム、そしてまた花火産業構想はこの後ずっと続けていきます。四季の花火なんかもやっていくわけですので、そういう相乗効果を勘案して２７５万人というふうな目標を立てたわけであります。第１次の時は３０８万人というふうな目標を立てたわけですが、それには到底及ばなかったというふうなことがございますので、目標達成可能な数値というふうなことで２７５万人という目標を定めたところであります。

以上です。

○議長（千葉 健） 再々質問はございますか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい。

○4番（佐藤隆盛） 花火構想のだけで大体どのぐらい見ているかなと先程。資料館含め、そして何ていうかな、花火工場を造って今やろうとしているんだけど、それは大体どのぐらいの人数を見込んでいるかなということ、わかりましたら。

○議長（千葉 健） 答弁求めます。久米副市長。

○副市長（久米正雄） 再質問にお答え申し上げますが、花火産業構想で幾らというふうなことの想定はしておりませんが、昨年から花火産業構想で秋の章をやりました。秋の章の発表は約3万5千人というふうな発表でありましたし、トータルでは幾らというあれじゃないですけども、そういうものを足してというふうなことでご理解願いたいと思います。

○議長（千葉 健） 次に、2番の項目について質問を許します。

○4番（佐藤隆盛） 市職員団体との交渉について質問いたします。

本市の職員団体は、平成17年の3月、市町村合併に伴い、旧町村の組合が協議を重ね大仙市職員組合を立ち上げてから10年を経過し、その間には様々な問題を直面しながらも組合員の皆が一緒に乗り越えて、今年の1月には歴代執行委員長をはじめ多くの来賓列席のもと、一層の努力により組合活動を行っていくことを確認し、大仙市職員組合結成10周年記念を開催されております。

地方公務員は、職員団体を組織して勤務条件の維持改善を図り、経済的地位の維持または向上を目的として、当局との交渉する権利が与えられております。この勤労者の団結と交渉によって、使用者と勤労者の間に福利厚生など様々な問題を含めて話し合い、善良な労働環境をつくるなど所期の目的を達成しようとしています。もともと資本主義経済下の労使間の交渉は対立関係にあることから、これまで実質問題として紛議を招きやすかった。しかし、労使が正常な交渉を積み重ねることは、両者間の意思疎通を円滑にし、相互の理解が深まり、職員の志気を向上させ、公務能率の増進に極めて重要なことであり、また、職員団体の交渉は、民間の労働組合とは違って職員は全体の奉仕者としての公共の利益を増進する公務員制度の特殊から、拘束力を持っている団体協約（労働協約）を締結して契約を結ぶことはできないとなっております。あくまでも協議と意

見交換を通して、拘束力のない意思の疎通を図り、紳士的・道徳的な約束として勤務条件などを改善しようとするものであると言われております。

職員団体との交渉は、あくまでも話し合いであって、平穩に秩序正しく行わなければならないとあり、しかし十数年前、一部の市町村では、労働運動をイデオロギー的対決の手段と考え、交渉を闘争の一つとして、いたずらに紛議しているやに聞いております。

そこで市長に質問いたします。労使が正常な交渉を積み重ねることは極めて重要であるとするが、この１０年間で職員団体の交渉の雰囲気は今までどうであったのか、また、かかわり方、交渉に対し、どういう想いで対応してきたのかお伺いいたします。さらに、職員団体加入者が年々少なくなっている現状を踏まえ、今後どのように交渉し、対応していくのかお伺いいたします。

以上です。

○議長（千葉 健） ２番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 質問の市職員団体との交渉についてお答え申し上げます。

職員団体との交渉につきましては、地方公務員法では、職員団体から職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件などに関する事項について申し入れがあった場合については、その申し入れに応ずべきものとされております。

合併から１０年間における職員団体との交渉につきましては、給与のマイナス改定や老人介護施設や保育園等の法人化の大きな問題はもちろんのこと、事の大小にかかわらず職員の処遇などに関する事項について、常に職員団体に説明し、理解を求めるなど、真摯な対応をしてきたつもりであります。

職員団体と当局は、大仙市の行政をより良い方向に導くために、互いの立場を尊重しながら共に歩んできたものと考えておりますので、今後につきましても、組合員の多い少ないにかかわらず、これまでと同様に真摯な対応を心がけてまいりたいと思います。

【栗林市長 降壇】

○議長（千葉 健） ただいまの答弁に対しまして再質問ございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） 次に、３番の項目について質問を許します。

○４番（佐藤隆盛） 昨日、小松議員が一般質問の冒頭に栗林市政、市長に対し、非常に高い評価といいますか、しておりましたし、この１０年間で私もそういう思いもしてい

るところでございます。

まず、市長には、平成１７年４月に「市政は市民のために」を基本理念とした栗林市政がスタートし、早いもので１１年の歳月に至っております。

そこで市長にお伺いしますけれども、今日までの舵取りの感想をお聞かせください。

以上です。

○議長（千葉 健） ３番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 質問の今日までの市政の舵取りの感想についてお答え申し上げます。

平成１７年４月に市民の皆様から負託を受け、初代大仙市長として市政の舵取り役を担当させていただいてから、早１１年が経過いたしました。誕生から１０年間は、合併新市としての「基礎固め」として位置付け、第１次大仙市総合計画のもと、医療・福祉、子育て・教育、産業、防災などの本市が抱える喫緊の課題に正面から向き合い、必要となる取り組みを着実に進めてきたところであります。

第１次総合計画における後期実施計画に掲げた事業は、４月２６日の市議会臨時会の際にお配りいたしました実施状況にかかわる資料に記載のとおり、ほぼ達成できたものと捉えており、とりわけ大曲仙北圏域住民の長年の願いであった仙北組合総合病院の改築を核とした市街地再開発事業の完成は、市民をはじめ圏域住民のいのちと健康を守り、健やかな暮らしの実現につながる大きな成果であったものと思っております。

また、東日本大震災における被災地支援を通じた市民の防災意識の向上と危機対応能力の強化、市政推進の基盤となる「市民と行政との協働のまちづくり」の明確な指針として「大仙市民憲章」及び「だいせんまちづくり基本条例」を市民の手づくりによって策定したことなどは、新市誕生から一貫して取り組んできた「市民が主役のまちづくり」を推進するにあたって、自信と手応えにつながる成果であったと考えております。

本市は、誕生から１１年が経過し、これまでの１０年で築き上げた基礎の上に、一定の「発展・成熟期」を迎えたものと捉えております。

本年４月からは、将来都市像である「人が生き人が集う夢のある田園交流都市」、サブタイトルとして「こころをつなぎ希望に満ちた創造へ」を実現するため、新たな羅針盤となる第２次大仙市総合計画のもと、本市の未来を創造する各種施策に取り組んでいるところであります。

また、「大仙市人口ビジョン」及び「大仙市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基

づき、本市の将来的な人口動向を的確に捉えた上で産業力や都市機能を維持し、持続可能な行政運営の仕組みを構築しながら、市民が真に住みよい地域と感じながら生活するための各種施策に取り組むこととしております。特に、総合戦略の柱の一つとしている「花火産業構想」については、将来にわたって市民が地域に誇りを持ちながら暮らし、「自慢できる郷土を」創る上でエンジンとなる取り組みであると捉えており、「文化」、「人材育成」、「産業」及び「観光・商業」にわたる各種取り組みを着実に推進してまいりたいと考えております。

以上、大仙市のこれまでの歩みについて、私の率直な所感を述べさせていただきました。市の施策について、引き続き議員各位のご理解、ご支援を賜りますよう、お願いを申し上げます。

【栗林市長 降壇】

○議長（千葉 健） ただいまの答弁に対しまして再質問ございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） これにて4番佐藤隆盛君の質問を終わります。

次に、9番佐藤文子さんの登壇を許します。

（「はい、9番」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） 9番。

【9番 佐藤文子議員 登壇】

○議長（千葉 健） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○9番（佐藤文子） 日本共産党の佐藤文子です。通告に従い、早速質問させていただきます。

まずはじめに、子育て支援の充実について2点お尋ねいたします。

子どもの貧困率が拡大し、貧困の度合いが深刻化しております。3年ごとに調査を行っている厚労省発表の子どもの貧困率は2009年の15.7%から2012年度は16.3%へ、また、山形大学の戸室健作准教授が独自に行った調査でも、1992年の5.4%から2012年は13.8%へと、いずれも貧困率は拡大しております。とりわけ母子世帯などの大人が1人世帯の貧困率は54.6%と深刻な実態が明らかになっております。さらに、戸室准教授の調査は、就業構造基本調査や被保護調査を使い、都道府県別の最低生活費や世帯人員に着目しており、貧困率の高いところはワーキングプア率も高くなっているという結果が引き出されております。

秋田県の子どもの貧困率は、１９９２年の４．３％から２０１２年には９．９％へと上昇いたしました。全国平均を下回るとはいえ、２．３倍に増加しております。

子どもの貧困が増えた原因は、低賃金を強いられる非正規労働者の急増であります。２０１２年には非正規労働者率が３８．２％にもなっております。平成２７年、賃金構造基本統計調査では、男女合計の平均賃金は、正規で３２１万円、非正規で２０５万円と大きな格差があります。女性だけを見れば、正規で２５９万円、非正規で１８１万円となっており、とても自立して生活できる賃金ではありません。

今、２０１３年に制定された子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき、全ての都道府県で計画の策定が進行していると言います。深刻な子どもの貧困の解決には、賃金、労働条件の拡充はもちろん、経済的事情により生存権や学習、進学権が阻まれることのないよう様々な支援・保障が必要だと思います。その観点から、現在市が行っている子育て支援策のさらなる充実を願って、幾つか質問いたします。

１つ目は、就学援助制度の改善についてです。

まず、クラブ活動、部活動費を支給対象にするよう求めます。

平成２２年度から、国では就学援助支給項目にクラブ活動費、生徒会費、ＰＴＡ会費を加えました。大仙市では、平成２５年度から生徒会費とＰＴＡ会費の２項目に支給が始まりました。平成２５年第１回定例会で、就学援助対象範囲に３項目を加えるよう求めた私の質問に対し、栗林市長はクラブ活動については経費の算定が難しい状況にあると答え、現在もクラブ活動は支給対象とはなっておりません。今では小学校４年生以上になりますと、ほとんどの子どもが何らかのクラブに所属しております。子どもの希望するクラブで伸び伸びと活動できるよう、支援したいものであります。準備経費は様々でしょうけれども、下限・上限を設定し、支給率を設けるなど、運用上の工夫で支給することは可能だと考えます。県内に先駆け、クラブ活動費に就学援助制度を適用するよう改めて求めるものであります。

２つ目には、入学準備金の支給額改善と入学前の支給を求めるものです。

就学援助制度における新入学児童生徒学用品等入学準備金、以降、入学準備金と言いますけれども、小学入学では２万４７０円、中学校入学では２万３，５５０円となっております。中学入学時には、制服や指定の運動着、靴やズックなど、その準備には、女子では１５万円程、男子では１０万円程かかるというふうにも言われております。

また、入学準備金とはいえ、その支給は所得が確定した後の６月以降というふうに言

われております。就学援助適用の所得基準かどうかは、前年の課税状況で概ね知り得るところでありますし、入学前の申請や仮認定制度、また、貸付制度の創設というふうなことを行って、前倒し支給は十分可能であると考えます。

以上、実態に見合う入学準備金の増額と入学前３月とかに支給を行えないか、要望するものです。見解を伺います。

子育て支援の充実２つ目の問題は、高校卒業まで医療費無料化を求めます。

高校生を持つ世帯は、教育費や部活などの費用をはじめ家計の負担が大変大きくなる世帯です。低所得層にとっては、中学生までであった就学援助もなくなり、一気に負担は増えます。県では、今年８月から中学生までの医療費無料化が始まります。中学生１人当たりの医療費は、２８年度予算で見ますと２万３千円というふうになっておりますが、高校生にもなれば罹患率、医療費は、もっと下がるものと考えます。是非とも高校生までの医療費無料化を検討していただきたいと思います。見解を伺います。

以上で最初の質問を終わります。

○議長（千葉 健） １番の項目に対する答弁を求めます。はじめに、吉川教育長。

【吉川教育長 登壇】

○教育長（吉川正一） 佐藤文子議員の質問にお答え申し上げます。

質問の就学援助制度の改善についてであります。はじめに、クラブ活動費の適用につきましては、クラブ活動は小学校特別活動という領域で実施される授業であり、学校内の備品等を活用していることから、基本的には経費が発生しない活動となっております。

また、放課後等の活動につきましては、希望する児童生徒はスポーツ少年団や部活動に加入しておりますが、運動部と文化部では、当然のことながら種目によって準備する用具等が大きく異なることから、個人の負担額も様々であります。したがって、適正な支給基準を設けることが困難であり、就学援助制度の適用は難しい状況にあります。

市といたしましては、準要保護児童生徒の就学援助については、他市町村に先駆けて生徒会費とＰＴＡ会費の支給を開始するなど、全ての児童生徒が円滑な学校生活が送れるよう努力しております。平成２５年第１回定例会で市長がお答えしましたとおり、そもそも秋田県で育つ全ての子どもたちが同じように恩恵を受けられる制度が必要と考えております。今後、機会を捉えまして、県教育委員会に現状を説明し、県全体を視野に入れた基準等について考えていただくとともに、県内他市町村の意向や他県の動向等の

情報収集に努めてまいります。

なお、市といたしましては、これまで「音のまち大仙楽器サポート事業」を通して、楽器準備に係る個人負担額の軽減を図ったり、運動部等が全県大会等に出場する際の費用の補助をしたりしております。これからも、クラブ活動や部活等に関する教育環境の充実に向けた事業推進を通じて、結果的に個人負担額の軽減に結びつくよう努めてまいります。

次に、入学準備金の増額と入学前支給につきまして、お答え申し上げます。

準要保護児童生徒に対して新入学用品費と前後期学用品費を合わせて、小学校では3万1,890円、中学校では4万5,870円を支給しております。

就学援助の額につきましては、国が示している要保護児童生徒援助費補助金に示されております単価をもとに決定しておりますが、先程述べましたとおり、本市の認定基準や対象支給項目は、県内でも高い水準にあると認識しております。

また、入学準備金の入学前支給についてであります。在学中の児童生徒は3月中に、小学校入学児童は4月中に申請書類を提出していただき、その後、認定の可否を決定し、6月に保護者の指定口座へ振り込みしております。したがって、前年度の生活状況で判断していることから、3月中に支給することは困難な状況にあります。

市といたしましては、金融機関と連携した「大仙市子育て世帯応援融資」、これは子育て世帯を応援するための制度で、有利な条件で融資を受けられるこの制度をですね紹介するなどして、新入学児童生徒が少しでも円滑に学校生活をスタートできるよう努めてまいります。

以上です。

【吉川教育長 降壇】

○議長（千葉 健） 次に、栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 高校卒業までの医療費無料化についてお答え申し上げます。

子どもの医療費助成は、子育て支援の施策の一つとしての位置付けになりますが、市では県内市町村に先駆け、県の助成制度を拡充し実施するとともに、県補助の拡充についても要望してまいりました。

今般、県において「秋田県まち・ひと・しごと創生総合戦略」における子育て支援策として、補助対象を中学生まで拡充することとなり、秋田県一元化が実現したところで

あります。

市では、子どもの医療費助成を義務教育課程までと捉えており、高校生の医療費助成については、県全体の施策と考えております。

第２次総合計画基本構想にも掲げてありますように、子育て支援の各施策の一つとして、中学生までの医療費助成は着実に継続してまいりたいと思っております。

【栗林市長 降壇】

○議長（千葉 健） ただいまの答弁に対しまして再質問ございますか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい。

○９番（佐藤文子） まず、クラブ活動と学校の義務教育の一環として行っているものについては、学校の備品を利用するために費用はかかってないというふうなことなわけですが、いずれ部活も放課後の部活、スポ少に入っている子どもたち、いろいろ様々な形で、いずれこの、たくましい子どもたちに育っていくその準備を行っているわけですが、その意味では放課後の部活等の活動も重要な活動だというふうに思います。

まずそのクラブ活動費というふうなことが国の基準で、既にこの目安として基準が設定されているというふうなこと、ほとんどの自治体がこの３項目のうちクラブ活動費については支給していないという実態が、そもそも問題だと思うんですね。いろんな行政施策について、国が補助金を決定すれば、どんどんそれを採用して率先してこれを活用してやっている政策がたくさんありますけれども、ことこの就学援助のクラブ活動費についても一定の基準、目安が出されているにもかかわらず、これを運用している自治体が非常に少ないというふうなことが問題だと私は思っています。政令指定都市、あるいは県庁所在地の市でこの３項目を適用している市は、神戸市たった一つしかないというふうな実態のようではありますけれども、いずれ２項目等に狭められているというふうなのが全国的状況ではあるわけです。しかし、この子どもたちのいろんな面からの成長と、そしてまず未来を担うたくましく、そして生きていく力を育んで創造力豊かなやっぱり人づくりの一環としてのクラブ活動、また、放課後部活動というふうなものにかけこのあれば、教育行政のやっぱり支援策で大変重要なものだというふうに思います。金額的には、まず今まで対象にまづなっている人数等で大体換算しますと、今、小学校で就学援助は８２９万円ほどですね。予算は。中学校で１，１２３万というふうになってますけれども、これに対する国の補助金というのは微々たるものなんですね。小学校

は、たった9万8千円ですよ。中学校では58万5千円、いずれも非常に国の補助金は微々たるものだというふうなことで、それだけこの就学援助というのは各自治体での裁量が試される制度なんだというふうなことで、全国では非常にこの適用基準を引き上げたり、また、支給項目にメガネのレンズを適用させたりなど、非常にこの自治体によってまちまちであるというふうなことは確かなわけですが、そういったことから秋田県全体の牽引役をこの大仙市が子育て支援の面で担ってきたというふうなことからすれば、このクラブ活動、部活動、こういったところにせつかく国が制度を持っているものですから、是非とも適用させてほしいなというふうに私は思います。

もう一つ、前倒しの就学援助支給ですが、実際受けている皆さんは3月の申請で、そして6月支給というふうなご答弁でありました。八尾市だとかあちこちで、あと新潟市も始めましたけれども、いずれこれまで受けていた方が、よほど所得に大きな収入が増えるというようなことがない限りは、中学校に行っても就学援助を受ける家庭がほとんどなのではないかというふうに思います。そういうところで入学前の準備費用をしっかりと確保できるようにというふうなことで、3月支給の要綱を作りまして、対象世帯に全部渡しているというふうなことを新潟市が始めました。そういうふうなことは、全国にも先駆けるところか、秋田県では一番最初の実施というふうになるわけですので、これは決して貸付制度、教育長がおっしゃった貸付制度、これは銀行からの融資等なのでありまして、それに利子だとか何か補給制度などあるんでしょうけれども、いずれこれ、仮認定制度を取って、そして市がいずれ仮認定を取って貸し付けるというような制度を取れば、認定された折にはそういう対象世帯では支払うことは必要なくなるというふうなことで、十分できることだと思うんですよ。そういうふうな意味で、いやあこれ今度中学校に入る、いろいろなもの準備するのに相当お金がかかるといったそうした不安を解消するためにも、是非ともやっていただきたいなというふうに思います。

それから、高校までの医療費の無料ですが、子育て支援というのは義務教育修了までというふうなことをまず市長はおっしゃいました。しかし、かつては高校の交通費の支援だとか、高校の授業料の無料化だとかやっておりました。これもやっぱり経済的負担を軽減するというふうな意味からもあったわけですが、高校生は、最初の質問でも申し上げたように、ものすごいやっぱり急速にお金がかかる時になります。これは就学援助対象者とは別に、全ての家庭で高校生に上がる時の経費は相当負担が増えるというのは事実であります。それで、今年8月から始まる県の中学校医療費の無料化

で、来年は丸１年を県の補助金があるわけですが、その分を考えますと、市の負担、上乘せ分がありますが、県の制度５０％補助というふうなことから計算しまして、今年度の２８年度予算ベースでいきますと、中学校の医療費は２，３２０万円というふうなことになりまして、今年の負担分の中学生まるまる無料化している大仙市の負担分は約１，３００万円が軽減されるというふうになります。その分を全部高校生に回しても高校生の無料化が確保できるというわけではありませんけれども、いずれ子どもの医療費無料、この負担軽減の分は、子どもの医療費のさらなる拡大のために使ってほしいというふうなわけで、改めて是非この予算的にも莫大な経費ではないというふうに思いますので、検討願えないか改めて要望いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（千葉 健） 確認しますけれども、答弁必要ですか。

○９番（佐藤文子） 必要です。

○議長（千葉 健） 吉川教育長。

○教育長（吉川正一） 佐藤議員の再質問にお答え申し上げます。

最初の１点目、クラブ活動費と前倒しの支給について私の考えをお話したいと思えます。

まず１点目のクラブ活動費でございますが、議員おっしゃるように国でもですね、基準額というのは設けております。ただ、実態はですね、非常に先程答弁で申したようにですね、確かに小学校４年生以上は大体５７％ぐらいがスポ少に入っております。中学校では部活動はもう９７％ぐらい、ほとんどが入っておりますね、それなりのお金もかかっております。当然そういうクラブ、部活動費への援助というのは、やっぱり大きな課題であるということは十分認識してございます。

ただ、先程もお話したようにですね、加入の有無、スポ少も一つ入ってすぐ辞めて次というお子さんも中にはおります。それから、先程も言ったように種目による金額、ある部は１０万もかかるし、ある部は数千円で済むというのもございます。それから、年度途中の加入というようなことも考えられます。ということで、いろいろな複雑な要素がございまして、一律とかですね、あるいは上限・下限、その辺は研究しなければいけないと思うんですが、いずれほかの支給項目よりも非常に多種多様でですね、幅が広いという状況でございますので、なかなかですね、基準というのをつけ難いなところ、そういったこともあってですね、全国的にも、あるいは当然秋田県内では支給しているところはないのでございますが、やっぱりその辺は先程市長も前回お話したよう

にですね、県はやっぱり問題意識を持ってですね、その辺は県もある程度主導していただいてですね、これくらいはと、その辺は我々も状況を説明してですね、例えばこういった形とかですね、そういったものを提案していただいてですね、それをもとにですね、ほかの市町村とも連携取りながらですね、考えてまいりたいなど、こう思っております。

それから２点目のですね、前倒し支給でございますが、先程言ったように基本的に前年度の収入による認定となるわけなんですね。実際にですね、例えば昨年度、２７年度は

支給対象になったんだけど、今回３月のこれ見たら支給にならなかったというの２０件ほどございます。例えばその方からですね、まず仮認定したとしても、返納とかですね、ということも、これしなければいけない。非常に受給者にとっては非常に不愉快な思いをさせることもあるかもしれません。そういったことも踏まえてですね、この後、先程議員からも、まず新潟市の例もあったんですが、そういったところもちょっと情報を入れながらですね、周りの。もし可能なところがあればですね、この後研究してまいりたいなど、こう思っております。

以上です。

○議長（千葉 健） 次に、（２）について市長の方から何かあれば。

○市長（栗林次美） 佐藤文子議員の今、教育長が答弁した部分と関連する部分もありますので、市としてのある程度まとまった形で再質問にお答えしたいと思います。２５年の３月の議会でも、この保護、準要の問題で、かなり議論をしましたし、そのところで我々問題点を整理して答弁をして、そのクラブ活動費はやっぱりいろんな理由で少し無理がある、それ以外のところは、生徒会費とかは全部やるということで、これは秋田県では秋田市が一部あれしましたけれども、一番早く実施、これは要するに要保護、準要の世界の議論でした。そのところは我々率先してやらせていただきましたし、それから文科省が示している要綱についても、それに基づいて一番高いと言いますか、そういう基準の数字で基づいて計算をして、準要の子どもたちのところは、今残ったのがそのクラブ活動費だけと、こういう整理の仕方しています。この件についてはですね、私はそのいろんな意味でその、そういう環境にある子どもたちの部分のどっかこうある基準の数字というのをはじき出すということは、まず無理だと思いますし、全体の数字の中からクラブ活動費どのぐらいかという推計をせざるを得ないのではないかと思います。

この問題をこう突き詰めて考えていきますと、仮にその部分は非常に市独自で計算する根拠ってというのが非常に取りにくいとすれば、私はその秋田県全体のその準要の世帯にいる子どもたちが等しく恩恵を受けられるように、是非県が音頭をとって、我々市町村も費用負担しながら、県全体の子どもたちのその部分について制度を作るというのが一番いい方法ではないかなと思います。そうしますと、そういう考え方に立ちますと、どこかに数字を出さなきゃならないわけですから、一律何千円とかというのを一つの基準とするというようなものを作っていただければ、その費用負担については半分半分でも三六でも三七でもいいと思いますけれども、そういう形で秋田県に住んでいる準要の今、世帯にいる子どもたちに対しての恩恵というものを等しく与えていくべきではないかなというふうに思っています。そういうつもりで教育長といろいろやっているんですけれども、これがまず市としての統一した考え方とお考えになっていただきたいと思っています。

それと、高校生の部分の医療の無料化ですけれども、我々非常に厳しい財源の中でも頑張って、かなり頑張って中学生まで、小学校から中学生まで医療費の無料というのを実現させていただいて、県にも強く働きかけながら、これはそのほかの市町村も呼応して中学生までの医療費、頑張ってやってきていますので、県がやはりまだできてないところを含めて、県が入って、県全体でやはりその小学生、中学生までの医療費まで無料にするということ、ようやくできたわけです。高校の部分につきましてはですね、やはり我々が原則的に責任を持つというのは、やはり義務教育のところまでだと私は思っています。高校はやはり県、県立高校、私立であっても県の範疇の中に入ってきますので、特に高校までの医療費につきましてはですね、これはそれこそ県がやはりそういう音頭をとって、市町村にも負担して、秋田県内の高校にいる子どもたちは等しく恩恵を受けられるという形にすべきだというふうに思っていますので、そういう趣旨で再答弁させていただきます。

○議長（千葉 健） 再々ございますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい。

○9番（佐藤文子） 就学援助の問題も、高校までの医療費の無料化の問題も、基本的にまず県が責任を、少し県が制度的に少しリーダーシップをとっていただいて、それに市がというふうな感じのご答弁でありました。今までの制度で県が一番最初に作って、後

から市がそれを後付けしてやったという制度が今まであったでしょうか。医療費については、ことごとく、ほとんどの市町村が先駆けて中学生までの医療費の無料化を進めて、大方の市町村が中学校までの無料化を実現する中で、やっぱり県がこれはもう市町村が引っ張ってやってきていると。その先頭に間違いなく大仙市が、栗林市長が立ってきたことは間違いのないというふうに。だから高校の医療費の無料化におきましても、やっぱりこれは何とかしてこの子どもたちをこの市にとどめておきたい。そして、優秀な人材をつくっていききたい。そういうやっぱり人づくりの観点に結びつく制度だというふうに私は思っているんです。市が本当にこの若者づくりに、いろんな方面からの支援策をもってやっぱりやっているんだというふうなところの一環だと私は思っておりますので、県がやり、コトマチをして、いつまでもやらないというようなことのないように、就学援助でも是非ですね、市長がお答えになったように就学援助で一律千円くらいだったらできるんじゃないかというふうな方法もあるかもしれないって、具体的な何かこう考えもちょうと持ってらっしゃるんだったらそれやってくださいよって、まず私は言いたいわけです。是非ともその高校の管轄だから高校がやるのを待ってというふうなことじゃなくて、これまでのように県、全県を引っ張ってきた、やっぱりこの非常に子育て支援全体、教育に熱心なやっぱりまちというふうなことを、やっぱりアピールしていく、その先駆けを行ってもらいたいというふうなことでお願いを申し上げて1番の問題は終わります。

○議長（千葉 健） はい。

○市長（栗林次美） そのところなんですけども、私も市民ですから、我々市民であると同時に県民であるわけですね。やはりその、やれる土台を市町村は頑張って引っ張ってやってきたものについて、これはやっぱり県民的な課題であるとすれば、議員が率先してでもいいです。やっぱり県にこういうことをやってもらいたいということ言うべきではないでしょうか。市はそれぞれの特色あるまちづくりをしなければなりません。けども、それだけでは、そのまちづくりはできませんので、やっぱり県全体でやるべきことの大きな一つとしてやっぱり議会の皆さんも県の方に強く働きかけをお願いしながら、そうすると制度はできるんじゃないかなと思います。ひとつそういう視点で我々は考えて活動していますので、よろしくお願いします。

○議長（千葉 健） 次に、2番の項目について質問を許します。

○9番（佐藤文子） 2番目に医療用ウィッグ、かつらですけれども、それと乳房補正具

購入に補助をということでまとめます。

各種がん検診によって早期発見・早期治療が進んでいるものの、秋田県の悪性新生物による死亡率は全国値を100ポイント上回っているという報告がされております。悪性新生物は生活習慣病に位置付けられ、がん検診や特定健診を行い、飲・食生活、嗜好や運動などのライフスタイルの見直しを迫られ、昨今健康づくりと生活習慣病予防のため、むしろストレスを感じてしまうのは私だけでしょうか。

過重・過密労働、深夜労働の横行、低賃金やワーキングプア、ダブルワークやトリプルワーク、制度としてあっても依然として低い育児介護休暇の取得率、さらには厳しい農業情勢や後継者不足などなど近年の労働社会環境は、病気を引き起こすストレスが蔓延しているように思えてならないのです。

さて、予期せずがんが見つかって治療を受ける方々には、抗がん剤や放射線治療による脱毛や乳房切除を余儀なくされる場合もあります。病気による心身の回復ができて、元の生活に戻り、その人らしさが発揮される上では、脱毛や乳房のないことがネックにならないようにサポートしていくことも求められている時代だと考えます。

医療用ウィッグや乳房術後補正具は、社会復帰のために改良が重ねられてきており、価格は様々とはいえ、オーダー製品は医療用ウィッグでは3万円から80万円、人工乳房では2万5千円前後と、決して安くはないものであります。社会復帰への不安解消と安心して治療を受けられるよう、その一助として医療用ウィッグと乳房補正具の購入費用に補助を実施していただけないものか伺います。

以上です。

○議長（千葉 健） 2番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 質問の医療用補正具についてお答え申し上げます。

がん患者に対するウィッグや乳房補正具の購入費助成についてであります。現在山形県や鳥取県で実施しているほか、県内では能代市と潟上市の2市で補正具に対する補助を行っております。

がんの放射線治療や抗がん剤治療の副作用による脱毛や手術による乳房の喪失は、患者にとって精神的な苦痛であり、心身に対する支援が必要とされております。

また、医療技術の進歩により、治療を受けながら社会生活を送る人が多くなってきており、補正具の必要性は高まっているものと認識しております。

秋田県においても、がん患者に対する患者の割合は増加傾向にあり、患者のニーズが多様化していることから、医療機関や関係団体等の連携による総合的な支援が求められております。

ご提案の補正具購入に対する補助を含めた、がん患者の支援のあり方につきましては、がん拠点病院がある自治体として、秋田県の対応や他市町村の動向を参考にしながら、検討してまいりたいと考えております。

【栗林市長 降壇】

○議長（千葉 健） ただいまの答弁に対して再質問ありますか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、どうぞ。

○9番（佐藤文子） 前向きなご答弁をいただきました。是非とも早期に実施できるように、ご検討の方、急いで、具体的に進めていただきたいというふうなことをお願いして終わります。

○議長（千葉 健） 次に、3番の項目について質問を許します。

○9番（佐藤文子） 質問の最後に、市職員採用にあたって高校新卒者の枠を設けていただきたいということを申し上げます。

市政報告では、来年度の職員採用を20名程度、7月24日に1次試験を実施すると予定を述べておられます。

当市では、一般事務職は全て大学卒業者のようでありますけれども、是非とも高卒者の新卒者の採用枠を設けていただきたいものであります。

これは意見として寄せられたことですが、真面目で優秀な子なんだけれども、とても大学にやるには経済的に難しい。高卒でも市役所で採用できるようにできないかと。そうすれば高校の勉強の励みにもなるんじゃないかと。市では、高校新卒の就職を各企業に働きかけているけれども、市自らが高卒者を採用するとなれば、企業としても優秀な人材を求め求人活動に活発化があらわれるのではないかと、もっともなご意見が寄せられたところであります。

真面目で感性豊かな優秀な人材を、できるだけ多く地元に残し、全体の奉仕者として育て、大仙市発展に精一杯頑張ってくれる若者づくりは、市として大変重要なことでもあります。職員採用にあたっては、経済的事情などから大学に進学しない、高校新卒者の採用枠を設けていただきたいということを切に願うものであります。見解を伺います。

○議長（千葉 健） 3番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 質問の、市職員採用についてお答え申し上げます。

市の職員採用試験については、合併後の平成18年度から一般事務職を基本に、必要に応じて建築・土木などの技術職、保健師などの要資格職、さらには平成24年度から職務等経験者などを加えて採用試験を行ってきております。

受験資格要件につきましては、専門課程の修了等が必要な試験区分を除く一般行政職は、試験の内容を大卒程度としており、受験資格としては大学を卒業する年齢から博士課程を卒業する年齢である22歳から27歳までの年齢要件のみで、学歴の要件はなく、高卒者も受験可能となっております。

これまで5名の高卒者が採用されております。

市では、合併後、定員適正化計画により採用する職員が限定されていることから、採用にあたっては学力はもちろんのこと、大学生活などにより、ある程度社会経験を積み、短期間の研修で市職員の一員として仕事に従事できる人材を求めているものであります。

今後も定員適正化計画に基づき職員数の減少が続き、職員体制を巡る環境は変わらない見通しであることから、引き続き現在の方針で職員を採用してまいりたいと考えております。

【栗林市長 降壇】

○議長（千葉 健） ただいまの答弁に対しまして再質問ありますか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） はい、9番。

○9番（佐藤文子） これまで高卒者を5名採用しているというふうなことのようですが、いずれ受験資格の年齢要件が22歳というふうな話をされておりましたので・・・

（「18歳」と呼ぶ者あり）

○9番（佐藤文子） まで、あの、22歳、下限の年齢は18歳以上というふうになっていきますか。22歳というふうに答弁されたように・・・

（「22歳から」と呼ぶ者あり）

○9番（佐藤文子） そうですね。そういうふうになりますと、高校の新卒というふうなことがどうしても外れてしまうように思えるわけですが、いずれ大学に行かない、そうしたこの地元に就職を希望されている方で大変優秀だというふうな方なんかは、大学に

行かなければやっぱり高校、一般事務職としての採用試験を受けることができないというような要件になっているのではないかというふうに思いますけれども、その要件を新卒者枠も入れるというふうなことに変えられないかというのが私の質問でした。そういうことで、もう一度それに対するご答弁をいただきたいものだというふうに思います。

○議長（千葉 健） 再答弁求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美） 今の職員体制、それから、これからのことを考えますと、かなり少数精鋭で全体としてやっていかなきゃならない、それで採用も考えていかなきゃなりません。その中で、一定の社会経験、そういうものがやっぱり一つ前提にして、やっぱり採用を考えなきゃならないので、高卒の方でも優秀な方はいらっしゃると思いますけれども、その方を仮に3年、4年、それを育てていく仕組みというのが全然作れておりませんので、やはり一定の社会経験を積んだ方の中から行政、公務員に合う人を選ぶという方法が現在のところベストではないかなということで、そういう形でやらせていただいております。高卒の方も優秀な方いらっしゃいますけれども、奨学金等、これからの給付方もかなり出てくると思いますので、そういう形の中で卒業、大学、あるいは専門学校等で勉強してきてから受けてもらうということが現実的かなというふうに思っております。

○議長（千葉 健） 再々ございますか。

○9番（佐藤文子） いいです。

○議長（千葉 健） これにて9番佐藤文子さんの質問を終わります。

【9番 佐藤文子議員 降壇】

○議長（千葉 健） 次に、日程第2、議案第132号から日程第13、議案第143号までの12件を一括して議題といたします。

これより質疑に入りますが、通告はありません。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第132号から議案第143号までの12件は、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（千葉 健） 次に、日程第14、請願第11号から日程第17、陳情第47号ま

での４件を一括して議題といたします。

本４件は、お手元に配付の請願文書表並びに陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（千葉 健） お諮りいたします。各常任委員会審査のため、６月１１日から６月１９日まで９日間、休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（千葉 健） ご異議なしと認めます。よって、６月１１日から６月１９日まで９日間、休会することに決しました。

○議長（千葉 健） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、来たる６月２０日、本会議第４日を定刻に開議いたします。

大変ご苦労様でした。

午前１１時２２分 散 会